

## 【一部の提出書類における押印省略について】

令和 8 年 4 月以降、契約に係る提出書類の一部において、代表者印等の押印の省略を可能とさせていただきます。

押印省略する際は、以下のとおり追加の記載が必要になります。

また、押印省略によるデメリット（※1）もありますので内容をご確認頂き、ご判断をお願い致します。

なお、押印省略は義務ではなく、これまでどおりの押印処置でも問題ありません。

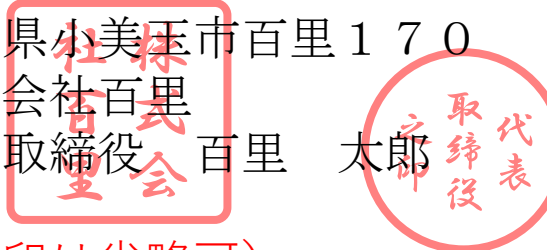
対象書類はつぎのとおり。（※2）

- ・ 請書（※3）
- ・ 入札書
- ・ 委任状
- ・ 見積書
- ・ 参考見積書
- ・ 請求書
- ・ 納品書
- ・ 同等品確認申請書

処置要領は次の表のとおり。

対象者	処置要領
全事業者様	従来の「会社の住所」、「会社名」、「代表者職名」及び「代表者氏名」に加え、 <u>担当者様の氏名及び連絡先を記載</u> していただきます。 なお、必要に応じて電話等により書面内容の確認を行う場合があります。
新規又は継続的な取引関係以外の事業者様	上記に加え、担当者様の <u>本人確認書類の写し（運転免許証等）を提出</u> していただきます。

処置例

従来（代表者印押印）	押印省略の場合
茨城県小美玉市百里 170 株式会社百里 代表取締役 百里 太郎  (社印は省略可)	茨城県小美玉市百里 170 株式会社百里 代表取締役 百里 太郎 <u>担当：七空 次郎</u> <u>連絡先：0299-53-0051</u>

※1 押印省略の場合は、捨印が使えないため、書類に誤記等があった場合は再提出が必要なもの又は提出書類が無効となる場合があります。

※2 他の提出書類についても、押印省略に向けて随時見直しを検討しています。

※3 請書の押印を省略する際は、収入印紙の消印は署名でお願いします。

不明な点があれば、第 7 航空団会計隊契約班 (TEL:0299-53-0051) へお問い合わせください。